

# 事業継続のための支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続が困難となっている方に対しての官民支援制度がありますので以下を参考にご活用願います。

## ◆売上減少に伴い、事業の継続のための運転資金としたい時

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 **売上5%以上減少**

コロナ特別貸付等の資金繰り支援。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。

- 日本政策金融公庫：0120-154-505（平日）
- 商工中金：0120-542-711（平日・土曜）
- 民間金融：0570-783-183（平日・休日）
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=8>

貸付

### セーフティネット保証4号 **売上20%以上減少**、5号 **売上5%以上減少**

一時的に売上減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。（経済産業省）

- 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505（平日）
- 沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-17（平日）
- 日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業） / 0120-327790（中小企業事業）（土日祝）
- 沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795（土日祝）
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=18>

貸付

### 危機関連保証 **売上15%以上減少**

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度（経済産業省）

- 取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=19>

貸付

### 特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

- 中小企業基盤整備機構：0570-060515
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=11>

利子補給

### 民間金融機関における実質無利子・無担保融資

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、要件を満たせば、保証料・利子の減免。

- 中小企業金融相談窓口：0570-783183
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=20>

利子補給

## ◆従業員を一時的に休業させたいが、手当の支払いで困っている時

### 雇用調整助成金

雇用調整助成金で手当等の一部を助成。

休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、10/10）を助成。※中小企業の場合（経済産業省）

- 都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）  
雇用調整助成金コールセンター：0120-60-3999
- [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

助成

## ◆売上減少に伴い、税金や保険料等の支払いが困難となった時

### 厚生年金保険料支払い期限及び換価猶予

厚生年金保険料等を納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、年金事務所へ申請することにより、納付期限の猶予や納付すべき保険料等の納期限を超過しても換価の猶予が認められる場合あり。（厚生労働省）

- 厚生年金保険料納付猶予相談窓口：0570-666-228（ナビダイヤル）  
※050で始まる電話ではご利用不可
- [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10866.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10866.html)

猶予

### 労働保険料等の支払い猶予

事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方において、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予する場合あり。（厚生労働省）

- 最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署
- [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)

猶予

### 所得税等の猶予

収入が大幅に減少している方に向けて、申告・納税期限の延長や納税の猶予の特例（支払いの猶予や分割支払いなど）あり。（国税庁）

- 国税局猶予相談センター（管轄する国税局）
- [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

猶予

### 固定資産税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含まれます）の保有する建物や設備等の2021年度の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする。（地方自治体）

- 中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=75>

猶予

## ◆新たな販路を開拓したい時

### 持続化補助

小規模事業者が変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくため、販路開拓等の取組を支援。

- 全国商工会連合会：03-6670-2540（平日）
  - 日本商工会議所：03-6447-2389（平日）
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=37>

支援